

家計状況に関する提出書類

(1) 申請者全員が提出する書類

- ① 家庭調書（原則として本年4月1日現在で記入してください。）
- ② 家族全員の住民票(申請者と生計をひとする世帯全員分)
- ③ 市町村発行の**令和5年度**の所得証明書
(本人含む家族全員分) ※所得のない家族分(就学者等)も含む

(2) 申請者・家族の状況に応じて提出する書類

次の表で該当する家族の書類（写しを取るときは、A4用紙サイズにしてください。）

区 分	証 明 書 等	発 行 機 関
一昨年1月2日以降に就職・転職した者	○昨年分の源泉徴収票（写）	・勤務先
昨年1月2日以降に就職・転職した者	○現職の給与・賞与に関する証明書（用紙B） ○昨年の中途転職者は、昨年分源泉徴収票（写）も添付 ○転職者は、前職の退職金に関する証明書（用紙B） または退職所得の明細書（写）等 ※退職金がない場合は、その旨の証明（用紙B・勤務先発行）が必要	・勤務先
傷病手当金等受給者	○支払証明書の写	・全国健康保険協会 等
年金（恩給）受給者 （昨年1月以降に受給するようになった者）	○証書の写または年金額通知書の写等、年額の分かるもの	・日本年金機構 ・市町村役場 等
児童扶養手当受給世帯	○証書の写（改定を受けた場合は改定金額の分かるもの）	
転作奨励金等を交付された者	○転作奨励金交付証明書等の写	・農協 等
失業給付金受給者	○雇用保険受給資格者証の写（全ページ）	・ハローワーク
生活保護料受給世帯	○生活保護料の通知書（過去1年分）の写 ○生活保護世帯であることの証明書の写	・福祉事務所
昨年10月以降に臨時所得（退職金・退職一時金・保険金・資産譲渡所得・山林所得等）のある者	○退職金に関する証明書（用紙B）または退職所得の明細書（写）等 ○保険金支払証明書の写等、支払いを受けた金額と年月日が記載されたもの	・勤務先 ・保険会社 等
昨年10月以降に退職し、退職金なかった者	○退職金に関する証明書（用紙B） ※退職金がない旨の証明が必要	・勤務先
障がい者のいる世帯	○障がい者手帳の写	
6か月以上の長期療養者がいる世帯	○領収書、高額療養費支払通知書の写（直近1年分） ○長期療養費の内訳書(用紙C)	・病院 等
就学者がいる世帯（小・中、本校除く）	○国立学校在学者：在学及び授業料免除状況証明書（用紙A） ○上記以外：在学証明書	・在学学校
母子・父子世帯	○母子・父子世帯等申出書(用紙D)	
児童手当受給世帯	○児童手当認定通知書の写し又は振込の記載がある通帳の写し	・市町村役場 *公務員の場合は勤務先

(3) 特別な支出・収入に関する証明書

区 分	証 明 書 等
主たる家計支持者が別居している場合	○別居のため特別に支出している金額（住居費・光熱水道費に限る）を証明できるもの
昨年10月1日から年3月31日までの間に主たる家計支持者が死亡した場合	○死亡診断書の写または除籍謄本等死亡が確認できるもの ○退職金・保険金等の支払証明書
昨年10月1日から3月31日までの間に火災・風水害等の被害を受けた場合	○消防署・市区町村役場発行の罹災証明書 ○被災額証明書・保険金等の支払証明書

(4) その他の書類

- ・上記以外に収入がある場合は、関係書類を必ず提出してください。
- ・審査の上で必要とされ、その旨学校から連絡を受けた場合、上記以外の書類が必要になることがあります。

【注意事項】

- ①各証明書は直近のものを提出してください。日付の古いものは受付できません。
- ②市町村発行の所得証明書は、必ず生計を一にする家族全員分（学生・主婦・別居の家族（県外の大学生等）・その他を含む）について証明してもらってください。
- ③生命保険金、損害保険金、退職金等の臨時的所得は、基準日より6か月以内に受け取ったものが収入となります。臨時的所得がある場合は、明細書の写等（金額と受領日付の分かるもの）を必ず添付してください。

6. 「家庭調書」記入時の注意

(1) 収入状況は原則、前年の収入金額又は所得金額が対象となります。詳細は「家庭調書の書き方（記入例）」を参照してください。

ただし、前年1月2日以降に就職・転職（開業・転業等を含む。）をした場合は、前年の金額が12か月分の収入ではないため、以下の計算例により、申請時現在の職業による月収に基づく推定年収を該当欄に記入してください。その際、現職での給与・賞与に関する証明書(用紙B)を必ず添付してください。

- ・計算例（給与所得者・賞与有の場合）

推定年収＝申請時現在の月平均月収×15か月または12か月＋定められた賞与額

- ・計算例（給与所得者・賞与無の場合）

推定年収＝申請時現在の月平均月収×12か月

- ・計算例（給与所得以外の場合）

推定年収＝申請時現在の月平均所得×12か月

※賞与の有無も必ず証明してもらってください。

※上記算式によれない場合は、年収の見込額について、証明書（用紙B）の「①ア欄」に記載してもらい、家庭調書にその金額を記入してください。

(2) 本人にアルバイト収入がある場合は、「収入状況」の欄に記入してください。アルバイトの証明書類がない場合は、見込額を記入してください。

(3) 本人への貸与型奨学金（日本学生支援機構等）は、記入する必要はありません。ただし、給付型（返済する必要のない）奨学金は、本人の収入となりますので、「所得状況」の「その他」欄の（ ）内に「奨学金」と記入し、前年度（4月～3月）に実際に受けた額の総額を記入してください。

(4) その他「家庭調書の記入例」も参考にしてください。